

○神奈川県警察被疑者写真照会業務実施要綱の制定について（概要）

（平成 12 年 8 月 17 日 例規第 30 号 神鑑発第 295 号 神情発第 267 号 神生総発第 614 号 神地総発第 370 号 神刑総発第 431 号 神交総発第 622 号 神公一発第 321 号）

最終改正 平成 22 年 12 月 27 日 例規第 38 号 神情発第 800 号

この通達は、被疑者写真照会業務の管理と運用等について、必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 管理責任の明確化
- 被疑者写真記録の作成
- 被疑者写真記録の送信
- 被疑者写真照会
- 安全対策
- 神奈川県情報管理システムの活用

等である。